令和5年度 宇部市立上宇部小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月 改訂令和5年4月 宇部市立上宇部小学校

この方針は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第13条の規定により、上宇部 小学校のすべての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等に関す る基本的な方針や具体的な取組等について定めるものです。

1 いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条に、「いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と規定されており、本校においても、いじめ防止対策推進法が示す定義を基に対応等を行います。

2 いじめ防止等に向けての基本理念

本校では、小中一貫学校教育目標「ふるさとを愛し、ふるさとの未来を創る子どもの育成」そして、学校教育目標「問いや憧れをもち、進んで学び、考え、行動するたくましい子どもの育成」をめざし、「いじめは、人間として絶対に許されない」との認識の下、一人ひとりを大切にする人権尊重を土台とした学校づくりを進めます。

また、「いじめは、どの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめの問題に無関係ですむ児童はいない」と言われています。いじめは、いじめられた児童の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすのみならず、生命又は身体に重大な危険を生じさせるなど、著しく人権を侵害する行為です。そこで、いじめ防止対策推進法が定めるいじめの禁止、関係者の責務等を踏まえ、いじめの根絶に向けて教職員、保護者、地域住民など本校教育に携わる関係者らが相互に連携し、以下の4点を対応の視点として、いじめ問題への取組を推進します。

- 〇未然防止(絶対にいじめをしない、させない)
- ○早期発見(いじめを積極的に発見する)
- ○早期対応(一刻も早いいじめの解決を図る)
- ○重大事態への対応(重大な被害が生じたいじめへの対応)

3 いじめ防止等のための具体的な取組

(1) いじめ未然防止に向けた年間取組計画(アクションプラン)

いじめ未然防止のために、予防的・開発的生徒指導を推進します。そのためには、児童が自己肯定感・自己有用感を高める取組を充実させ、児童が本来もっているよさや可能性を引き出していくことが大切となります。本校では、学年別の年間取組計画を作成し、以下の事項に重点的に取り組みます。

ア 豊かな心を育てる教育の推進

① 道徳教育・特別支援教育の充実

学校の教育活動全体を通して、児童が心を開き、心を磨き、心を伝え合う道徳教育、そしてお互いの人格を尊重した態度や言動ができるよう特別支援教育を充実させます。

② 規範意識の醸成

きまりを守ることの大切さについて、児童の心身の成長の過程に即して取り組みます。特に、<u>上</u>**宇部小3進**「あいさつ(元気なあいさつをする)」、「ふわふわ言葉(正しい言葉遣いをする)」、「授業前準備(先を見通した行動をする)」について、児童の心身の成長過程に即して重点的かつ具体的に取り組みます。

③ いじめ防止・根絶強調月間の取組

毎年6・10月を「いじめ防止・根絶強調月間」と位置づけ、取組状況の点検・評価を行います。また、児童・保護者ともにいじめアンケートを実施し、日常の表情や行動の観察から見取ることができない児童の心身の苦痛を、児童本人、一定の人的関係のある他の児童、家庭から把握できるような場を設け、速やかな対応・解決に努めます。

④ 「いじめ防止キャンペーン」の実施

児童会が中心となって**年に1度活動する「いじめ防止キャンペーン」を行い**、学校行事等を活用し、ことあるごとになかよし宣言を唱和するなど、いじめ問題に対する意識向上を図ります。

イ 学び合いのある授業づくり

① 意見を発表し合える場面設定

児童と児童をつなげ、教室や学校内に信頼関係を築くために、意見を発表し合える場面を授業中 に設定していきます。

② 基礎的・基本的事項の徹底習得

児童が、自分の言葉で意見が言えるよう、基礎的・基本的事項の徹底習得を図ります。

ウ 学習規律の徹底

誰もが学習中に意見を言えるよう、発表の仕方、意見の聴き方等の指導を徹底します。

エ 学級集団づくり

学級活動を充実させ、その中で児童一人ひとりの活動を保障することにより、児童の自己有用感を高めます。

オ 社会体験・自然体験・交流体験の充実

様々な体験活動を充実させることで、地域社会にとって自分が必要とされていることや、仲間と協力することの大切さを実感させます。

カ 児童会活動の充実

学校行事の主体的な運営や**委員会活動・クラブ活動・縦割り班活動**を通して、他者**(異年齢集団を含む)**との協力の大切さを感じ、成し遂げる喜びを繰り返させることで、自分とは違った他者の価値を認めることができるよう支援をします。

キ 幼保・小・中連携の推進

いじめ問題に対する研修や児童の情報交換をすることにより、地域の子どもに関わるもの全てが歩調を合わせ、いじめ問題に取り組みます。

ク デジタルシティズンシップ教育の推進

自ら学び、創造し、社会参加するために責任を持ってテクノロジーを使う行動規範を身に付けさせます。仕組みを理解するだけでなく、法的・倫理的に振る舞うための能力とスキルを育成する。また、安全かつ責任を持って行動するための理由と方法を学べるよう継続的に支援します。

ケ 情報モラル教育の推進

児童に対して、授業等を通して、情報社会の特性を理解させ、情報化の光の部分と共に影の部分に関する具体的事例や、それに伴うルールや遵守すべき項目等を理解させます。また、保護者へも、児童のインターネット活用状況を把握し、利用を適切に管理することができるよう、啓発にあたります。

コー「宇部市立上宇部小学校なかよし宣言」の唱和

全校集会や、学級での朝の会等で、毎日なかよし宣言を唱和 することで、いじめをしない、させないことの意識付けを行い ます。

サ 「コロナウイルス等感染症」に対する偏見や差別の防止

感染症に関する適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を 行うことなどを通じ、例えば、マスクをしていない、咳をして いる、登校時における検温で熱がある、医師の指示等により出 席を控えているなど、児童への偏見や差別が生じないよう生徒 指導上の配慮等を十分に行います。

宇部市立上宇部小学校なかよし宣言

わたしたちは、楽しい学校をつくるため に、みんなでいじめをなくすことをめざ し、つぎのことをせんげんします。

- ー わたしは いじめをしません
- ー わたしはいじめをゆるしません
- ー わたしは、ともだちのことをだい じにします

(2) いじめの早期発見の取組

いじめを早期発見するためには、児童の些細な変化に気付き、速やかに対応することが必要です。 そのためには、教職員がこれまで以上に児童の様子を注視し、いじめを見抜いていかなければなり ません。また、子どもがいじめのサインを発しやすくなるよう、アンケートや教育相談を実施して いく必要があります。

ア 朝の会・授業中等の観察

朝のあいさつの様子、授業中の声や表情等を観察し、日頃と違う言動をとっていないか見取ります。また、教室以外での児童の過ごし方についても観察をします。また、気付いたこと等を積極的に教師間で情報交換を行います。

イ 各アンケートの実施

「背景にいじめがあるのではないか。」との危機意識を常にもち、毎週、教育相談アンケート「くまさんアンケート」、年2回、「いじめアンケート」を実施します。 また、各学期の教育相談週間には、より詳しい内容のアンケートを実施します。アンケートを日常化することにより、児童の少しの変化やサインを見過ごすことのないよう努めます。

ウ 個人教育相談の実施

各学期(6月・10月・1月)に教育相談週間を設定し、児童と一対一で話をしたり、相談を受けたりするようします。また、いじめが疑われる場合は、必要に応じて個別相談を実施します。

エ Fit (生活アンケート) の実施

Fit (生活アンケート)を年3回、学期ごとに実施します。児童の「学校適応感」を客観的尺度により測定し、児童一人ひとりの内面に対する共感的理解と個に応じた適切な指導の一助とする。

(3) いじめの早期対応の取組

起こっているいじめに対応するには、いじめの全容解明に努める必要があります。特に、正確な 事実確認を基にした初期対応が重要となります。そのため、必要に応じて外部機関とも連携をし、 加害児童側への指導と被害児童側の心のケアにあたります。

ア 管理職を中心とした校内指導体制の確立

教職員が一人で事案を抱え込むのではなく、組織的にいじめの解消に向けた取組を進めなければなりません。情報を共有し、校長のリーダーシップの下、教職員で役割を分担し、全校体制で対応していきます。

① いじめが疑われる場合

いじめの疑いが生じた場合、日常の観察やいじめの早期対応、聞き取り等を行い、状況の詳細を把握します。

② いじめ問題対策会議

把握した事実を基に、管理職を含めた協議の場を設定します。状況により、臨時職員会やいじめ 問題対策会議を開催したり、関係機関と協議したりします。

イ 対応する上での留意点

① 被害児童及び保護者への対応

児童・保護者・教職員が必ず安全を守り通すことを伝え、担任及び生徒指導主任、または相談し やすい教職員が担当します。

② 加害児童及び保護者への対応

いじめられている側の辛さを理解させ、内省を促すことに重点を置き、生徒指導主任を中心に複数の教職員で担当します。

③ 周囲の児童への対応

いじめられている側の辛さを理解させ、いじめを見たら制止するか、教職員に相談するよう指導します。

(4) 重大事態への対応

いじめ防止対策推進法第28条に基づいて、重大事態であると判断されたいじめについては、迅速に教育委員会を通じて市長に報告します。そして、いじめの全容解明のため、「いじめ問題対策会議」を母体に、必要に応じて関係機関をメンバーに加えた調査委員会を設置します。教育委員会とは、緊密な連携を図り、調査結果については教育委員会を通じて市長に報告します。

4 いじめ問題に取り組むための組織的な対応

いじめを防止するためには、全ての教職員がいじめは絶対に許されることではないという確固たる信念をもち、その信念を態度として示していかなければなりません。そして、そのために必要とされる指導力を高めていかなければなりません。本校では、校内生徒指導委員会を基に組織的な対応をします。また、児童の生活基盤である地域に対しても、いじめ問題対策会議を通じて、いじめを防止することの重要性や早期対応の必要性について理解を深める啓発等を行うとともに、学校運営協議会において、地域とともに、いじめ防止の取組等について熟議を行います。また、インターネット等を通じて行われるいじめを防止するために、必要な情報を啓発します。

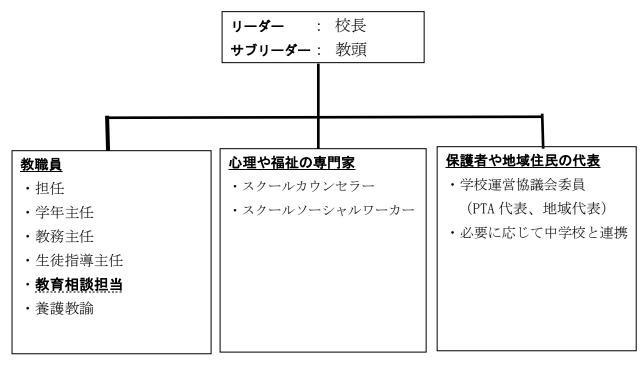
(1) 校内生徒指導部会

月一回、各学年部生徒指導部教諭・生徒指導主任・教育相談担当・養護教諭・管理職が課題のある児童について情報交換し、課題の対応について協議を行います。

(2) いじめ問題対策会議

校長をリーダー、教頭をサブリーダーとする「いじめ問題対策会議」を**年3回、学期ごとに**開催します。この委員会では、学校いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等に係わる取組について、学校評価等を活用して、PDCAサイクルによる検証等を行い、より実効性のある取組となるよう改善を図ります。

(3) いじめ問題対策会議の構成員



(4) 校内研修

「アンケート」の実施の必要性と活用方法の実践・事例から、児童が抱える多様な課題について 実態把握の方法等、定期的な校内研修を通し、教職員のいじめ認知力・対応力の向上などの体系的・ 計画的かつ具体的な「未然防止」「早期発見・早期対応」の具体的取組の実践を行います。